

奥田航平行政書士事務所通信

2026年7月1日発行

発行責任者：奥田航平行政書士事務所 代表 行政書士 奥田 航平

先月は久々に梅雨らしい梅雨となりましたが
皆様いかがお過ごしですか。

平素から皆様には当事務所へのご愛顧を賜り
誠にありがとうございます。

ところで先日、国会で民法の改正案が
可決成立しました。

この結果、終活や認知症対応に関わる制度が、概ね3年以内に
大きく変わることになりました。

今号では、その改正内容から一つご紹介します。



直近の終活トピック

◆成年後見制度（法定後見）が大きく変わります

民法改正により、成年後見制度（法定後見）が変わります。

★成年後見制度（法定後見）は、認知症などで自ら財産管理や
契約などを適切に行えない方を法的に保護するため、
後見人をつけて、財産管理などを代理する制度です。



★これまでは、一度後見人が選ばれると、原則、被後見人が
亡くなるまで、後見が継続することになっていました。



★改正により、必要な場面でのみ「補助人」をつける形に
変更され、より制度の利用がしやすくなります。

制度の利用については、当事務所までご相談下さい。

(※お元気なうちに、認知症になった際の財産管理等を任せたい
人と契約する「任意後見」の制度は変更ございません)

裏面もぜひご覧下さい！

当事務所からのお知らせ

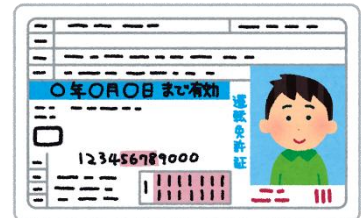
◆免許返納割引、好評実施中！

当事務所では、運転免許を自主返納し、
運転経歴証明書を取得した方からご依頼を
いただいた場合、料金を5%割引く

「免許返納割引」を実施しています。

（警視庁の自主返納サポート協議会の一員として実施。

葛飾区内の行政書士事務所で唯一、協議会の会員になっています）
運転免許を返納した、または返納予定の方はぜひご利用下さい！



あとかき（代表 奥田航平のつぶやき）

当事務所（兼自宅）の近くにある「葛飾にいじゅくみらい公園」で
5月16日から6月14日まで、「みどりと花のフェア」という
イベントが行われていました。

展示されていた美しい花々を見て、私は、「私達の人生も、
花のように美しく、楽しくあるのが良いな」と思いました。

いわゆる「終活」も、これからの人生を美しく、楽しくするための
ものだと思えば、前向きに取り組めるのではないのでしょうか。

当事務所が、その一助になればと強く思います。

↓左奥に見えるのが当事務所の入るマンションです。



ご一読、ありがとうございました。
この夏も猛烈な暑さが予想されます。
皆様お体ご自愛下さいませ。

当事務所公式 LINE ご登録はこちら→

